

6障第818号
令和7年(2025年)1月15日

長野県障がい者社会参加推進協議会
会長 小林 和夫 様

構成団体

社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会
理事長 小林 和夫 様

社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会
理事長 青木 勝久 様

社会福祉法人長野県聴覚障害者協会
理事長 松原 武 様

長野県肢体不自由児者父母の会連合会
会長 浅井 茂 様

長野県手をつなぐ育成会
会長 中村 彰 様

特定非営利活動法人長野県精神保健福祉会連合会
理事長 草間 博 様

長野県知事 阿部 守一



要望書への回答について

令和6年12月23日付けで提出いただいた要望について、別紙のとおり回答します。

(問合せ先)

健康福祉部障がい者支援課在宅支援係 小林

電話：026-235-7104 (直通)

ファクシミリ：026-234-2369

電子メール：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

要 望 項 目 及 び 回 答

要望項目1 県条例に規定された、障害者の「合理的配慮の意思表示」に対する、行政の対応の在り方についての要望

〈回答要旨〉

- 令和4年に「長野県障がい者共生条例」を施行し、県として全庁を挙げて障がい者共生社会づくりを率先垂範するため、次の2項目を含む全組織共通目標を定め、取組を推進しております。
 - ① 不特定多数の参加者が見込まれるイベント等のプレスリリースや参加申込書に、合理的配慮を申出しやすい案内を記載する。
 - ② 全職員が「障がい者共生社会づくり研修 (e-learning)」を受講する。
- ①の合理的配慮を申出しやすい案内の記載については、令和4年度、令和5年度共に全庁の達成率が約80%であったため、目標の100%を達成できるよう全庁に周知徹底してまいります。また②の「障がい者共生社会づくり研修 (e-learning)」については、令和4年度は「長野県障がい者共生条例」について、令和5～6年度は「合理的配慮と事前的改善措置 (環境整備)」について全対象職員が受講し目標を達成しました。
- これらの取組を通じて、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その意思を受け止め、お互いの前向きな建設的対話と工夫により、その時その場で合理的配慮の提供を行わなければならないことを全職員に徹底してまいります。
- なお、個別の場面において特定の方の求めに応じて提供される合理的配慮は、事業者等に義務付けられている一方、不特定多数の人を想定した環境整備は努力義務であり、全く別の概念であることを念のため申し添えます。

(障がい者支援課)

要望項目2 視覚障害者を取り巻くデジタル化社会についての要望

〈回答要旨〉

- 視覚に障がいのある人にとって、タッチパネルやQRコードの利用に当たり、支障があることは承知しています。
- 国においては、障がい者の利便性向上のための環境整備を進めるため、ICTの活用により障がい特性に応じたきめ細かな対応を可能にする製品の開発・提供に向けた取組が進められています。障がい者に配慮した機器等の開発は、公益性や社会的有用性が高い一方、収益性が低いことや高度な技術を要すること等から、国立の研究機関における研究開発が進められるとともに民間事業者が行う研究開発に対する支援が行われています。
- しかしながら、こうした製品開発等によるハード面の環境整備は短期間での実現は困難であること、ボタン等の代替機能を設ける取組は費用面からすべての事業者が実施することは困難な状況であることから、まずは代替措置として有人支援による合理的配慮の提供を求めていただくことが必要と考えています。
- 県としては、障がいのある人が、自分らしく、豊かな人生を送ることができるインクルーシブな社会の実現を目指し、こうした取組を事業者へ紹介するとともに、障がい者共生条例に関する啓発等により、事業者による環境整備や合理的配慮の提供が進むよう取り組んでまいります。
- 県が設置している「障がい者ITサポートセンター」は、ITに関する総合的なサービス拠点として、ITサポートコーディネーターを常勤で1名配置し、障がい種別を問わず、パソコン利用に関する相談対応やタブレット端末の講習会の開催、ITを活用した就労に関する支援を行っています。
- 視覚障がい者支援に特化した支援体制ではありませんが、相談内容を丁寧にお聞きした上で関係機関と連携しながら対応してまいります。今後の事業内容については当事者の方々のご意見も踏まえ、支援内容の充実に向けて研究してまいります。

(障がい者支援課)

要望項目3 長野県手話言語条例の見直しのお願

〈回答要旨〉

- 合理的配慮とは、障がい者が他者と平等な対応を受ける観点から、必要かつ適切な変更・調整を行うもので、社会的障壁の除去が求められる具体的な場面や状況に応じて異なる、個別性の高いものです。障がい者と事業者等の双方の建設的対話による相互理解を通じて提供されるもので、事業者等に過度の負担を課さないものとされています。従って、合理的配慮は、個別の場面において、特定の個々の障がい者の求めに応じて行われるものです。
- 一方、事前的改善措置とは、不特定多数の障がい者を対象として行われる環境整備で、差別解消法では努力義務とされており、合理的配慮とは別の概念です。具体的には、施設のバリアフリー化、コミュニケーションボードの設置、障がい理解に関する職員研修等が考えられます。
- 手話言語条例第9条で定める「手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする」との規定は、不特定多数の障がい者を対象として行われる事前的改善措置に関する努力義務を定めたものであり、個別の場面において、特定の個々の障がい者に提供される合理的配慮とは異なるものです。
- 合理的配慮は、具体的な場面や状況に応じて柔軟に対応されるものであって、手話の使用という行為を特定して義務化することは、合理的配慮の概念と相容れないため、条例の改正は困難です。

(障がい者支援課)

要望項目4 手話通訳者及び要約筆記者の登録数を増やすための具体的な施策の検討

〈回答要旨〉

- 手話通訳者養成講座、要約筆記者養成講座を実施し、手話通訳者、要約筆記者の養成に取り組んでおりますが、引き続き、登録者を増やすために、特に資格取得を後押しするような取組を検討してまいります。
- 全国的にも長期的に活躍できる年齢層の通訳者の養成が課題であることは承知しております。県では、手話に触れ、ろう者を理解することを目的とした「共生社会実現のための手話講座」等を実施しております。毎年多くの県民が受講し、小学生から大学生のような若年層も受講しており、手話の普及啓発に繋がっております。
この取組が、手話を学ぶきっかけになり、市町村実施の手話奉仕員養成講座の受講に繋がるよう、市町村とも協力して取り組んでまいります。

(障がい者支援課)

要望項目5 障害者用トイレへのユニバーサルシートのさらなる設置を進めていただきたい。

〈回答要旨〉

- 県では、福祉のまちづくり条例により、不特定多数の方が利用する一定規模以上（10,000平方メートル以上）の施設について、トイレに大人用の多目的ベッドを設置するよう、県独自に基準を設けてバリアフリー化の充実を図ってまいりました。
一方で、対象となる施設の種類や規模を拡大する場合には、トイレの必要面積の確保や設置・維持管理費用など所有者に新たな負担が生じることから、施設所有者等の理解が得られるよう、慎重な検討が必要と考えます。
- また、ご提案のとおり、都市公園は避難場所など災害時の防災機能を有していることから、誰もが安心して快適に公園を利用していただけよう県管理の都市公園においてもトイレ改修に合わせてユニバーサルシートを設置できるよう、検討してまいります。

(地域福祉課 (福祉のまちづくり条例の関係))
(建築住宅課 (福祉のまちづくり条例の関係))
(都市・まちづくり課 (県管理都市公園の関係))

要望項目6 保育士への人材育成研修の導入について

〈回答要旨〉

- 障がい児教育等の人材育成研修については、県主催のキャリアアップ研修や保育専門相談員等が行う保育所訪問指導においても実施をしているところです。今後も一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な環境の下で保育を実施する観点から、関係機関と連携した支援事業等を推進してまいります
(こども・家庭支援課) 認定こども園、保育所等関係)
- (一社)長野県私立幼稚園協会・認定こども園協会において、幼稚園教諭を対象とした各種研修を実施しております。また、子供に係る専門性に関する研修については、オンライン研修や参集型の講演会を通じ、幅広く教育の質を高めることができるよう内容の充実を図っております。
- 発達障がい等に関する研修については、令和5年度はエリア研修セミナーを中心に、発達障がいの園児への具体的な日常支援について講習を行い、発達障がいに対する理解を深める機会となりました。今後も、質の高い教育が提供できるよう幼稚園教諭が学び続けることができる場を提供してまいります。
(県民の学び支援課) 私立幼稚園関係)
- 令和6年度信州幼児教育支援センターでは、「遊びを中心とした保育の充実」、「円滑な園小接続」、「自立して学び続ける保育者の育成」を目指し、研修を実施しております。
- また、子供に係る専門性の向上を目指す研修については、園種を越えて、実践的に学び合うフィールド研修を開催し、今年度は、オンライン研修と参集による公開保育、公開授業を組み合わせた研修を発表園校と受講園校が往還的・探究的に学び合う形態で実施しました。実践を言語化し保育や授業を振り返ると共に、実際の子供の姿から研修テーマの実現に迫る各自の納得解を導く研究会になりました。参加者からは、「子供一人一人の『やりたい』のサインを見逃さないことや、未知だからこそ、子供は面白いと思うのではないかなど、話合いの中でたくさんの考えが浮かんでおり、話し合うことの大切さを学んだ。」などの感想が聞かれ、研修が充実していると認識しました。
- 発達障がい等についての研修は、学びの改革支援課主催「学びの改革ミニフォーラム」第4回において、信州大学教授 本田秀夫氏の講演をお聞きしました。園からの参加者は70名を超え、「自分たちの保育を振り返りながら学べる講演会だった。正しいと思っていた支援が違っていたり、知らないことをさらに知ることができたりして、これからの保育に繋げていきたいと思った。担当児が大きくなってから元気に生活できるために、今できることを考え、一緒に過ごしていこうと思う。」などの感想が聞かれました。
- 今後も、現場のニーズに応じた研修メニューの開発や各市町村との連携を進め、幼稚園・保育所・認定こども園等の園種を越えて、県内全ての園における質の高い幼児教育を提供し、子供も保育者も主体的に学び続ける基盤をつくって参りたいと考えております。
(学びの改革支援課) 公立幼稚園関係)

要望項目7 親なき後、安心して暮らせる地域福祉の充実について

〈回答要旨〉

- 障がいのある方が地域で生活をする上で、その受け皿となるグループホームの設置は重要であることから、今後も引き続きグループホーム等の整備に対し計画的に支援ができるよう、国に対し十分な予算額の確保を要望してまいります。
- 孤立せずに地域で安心して自立した生活を継続できるようにするためには、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めていくことが必要であると認識しております。
このため、引き続き、各障がい福祉圏域の障がい者総合支援センターに精神障がい者地域生活支援コーディネーターや地域移行担当職員等を配置し、地域の医療機関や相談機関、事業者、行政等が連携を強化していく中で、精神障がい者が地域で孤立せず地域移行・定着ができるよう支援してまいります。
- 就労継続支援B型事業所においては、直接支援にあたる従事者に専門職の配置は求められておりませんが、サービス管理責任者を常勤専従で配置することが必要とされ、サービス管理責任者には、一定の実務経験と従業者に対する支援内容や権利擁護等を指導するための研修の受講が義務付けられています。
- 県では、サービス管理責任者による従業者の教育や事業所ごとに設置が義務付けられた虐待防止委員会による従業者研修の実施等を通じて支援体制の整備を促していくほか、十分な対応が行われていない事業所に対しては、運営指導等を通じて厳しく指導してまいります。

(保健・疾病対策課)
(障がい者支援課)

要望項目8 長野県社会福祉総合センター(仮称)の早期建設を希望します

〈回答要旨〉

- 移転により各団体との意思疎通がこれまで以上に円滑に行われる環境となり、県としても県内福祉の向上に向けた取組の連携を密にして進めてまいります。
- ご要望の「社会福祉総合センター(仮称)」については、各団体の活動状況等を踏まえた上で将来のあり方を検討してまいります。

(地域福祉課)

要望項目 9 障害者福祉施策に係る予算の充実確保を要望します

〈回答要旨〉

- 高齢化等による社会保障関係費の増加により、国・県・市町村の財政事情は大変厳しい状況であり、人口減少下において、今後更に厳しさを増すことが見込まれております。
このような状況において、障がいのある方が地域で安心して暮らしていくことができるよう、国の動向を注視しながら必要な予算の確保に努めるとともに、令和6年3月に策定いたしました長野県障がい者プラン2024に掲げた各種施策について、着実に推進してまいります。
- また、県と対等な関係である市町村においても、障害福祉サービス等の必要な見込量や地域の実情を踏まえた障害福祉計画・障害児福祉計画を策定していますので、同計画に基づいて福祉サービスが計画的に提供されるものと認識しています。引き続き、市町村と連携して障がい福祉施策を推進してまいります。

(障がい者支援課)